

## 平成22年度

### 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)の作成要領

独立行政法人水産総合研究センター

測量・建設コンサルタント等の業者で独立行政法人水産総合研究センターにおいて行う競争契約に参加する資格を得ようとする方は、この要領によって資格審査申請書等を提出して下さい。

なお、この申請による有資格者の資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成23年3月31日までとなります。

※また、農林水産省大臣官房経理課の平成21・22年度測量・建設コンサルタント等契約における競争参加資格を有する者については、これに基づく資格審査を改めて受ける必要はありません。ただし、独立行政法人水産総合研究センターのみの競争契約参加資格では、農林水産省大臣官房経理課の有資格者にはなれませんので、ご注意ください。

#### 1 申請の時期及び申請場所

測量・建設コンサルタント等に係る競争契約において、資格の付与を希望する者は、2の申請に必要な書類を提出して下さい。

現在、申請は随時に受け付けていますが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。

##### (1) 申請場所

独立行政法人水産総合研究センター 研究推進部契約課契約第2係  
〒220-6115 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3  
クイーンズタワーB 15階 TEL045-227-2746

##### (2) 受付期間

- ① 郵送受付：随時
- ② 持参受付：土曜日、日曜日及び祝日を除く10時～17時（但し、12時～13時を除く。）

#### 2 申請に必要な書類（提出部数各1部）

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- (2) 営業所一覧表
- (3) 財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
- (4) 登記事項証明書又は登記簿謄本（以下「登記事項証明書等」という。）（法人の場合）若しくはその写し
- (5) 登録証明書等（登録を受けている場合）の写し
- (6) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。以下同じ。）の写し

[注] ① 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書（一式）の写しを提出しようとするとき

であって、申請しようとする業種の区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、(2) から (5) までに掲げる書類の添付を省略することができます。

- ② (3) から (5) に掲げる書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができます。
- ③ (4)、(5) 及び (6) について写しを提出する場合は、複写機等により複写し、できるだけA4版の用紙を用い、かつ鮮明なものを提出してください。
- ④ 上記書類は、番号順に整理の上、(ただし、ファイル等で綴じないこと。) 1の申請場所へ提出してください。
- ⑤ 郵送の場合は郵便書留又は配達記録郵便にて送付してください。
- ⑥ 添付書類のうち公的機関より発行された書類は申請日から3ヶ月前までのものを有効とします。
- ⑦ **長3封筒(宛先に「資格審査結果通知書」の送付先住所・社名・代表者名を記載し、80円切手を貼付したもの。)**も必ず提出してください。

### 3 申請に必要な書類の作成要領

- (1) 提出書類に使用する言語は、日本語を用い、ボールペン又は万年筆等(鉛筆や赤色は不可)を用いて楷書で明瞭に記載してください。なお、ゴム印を利用できる箇所は使用して差し支えありません。
- (2) 記載事項の基準日は、申請日の属する年の1月1日とします。ただし、随時受付の基準日は申請の直前の日とします。なお、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とします。(仮決算は認めておりません。)
- (3) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)に使用する印は、代表者の実印(登録印)を押印してください。なお、社印等登録されていない印は、押印しないでください。
- (4) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)は、本社(店)で作成してください。従って、申請者は本社(店)の代表者となります。
- (5) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)の作成方法は、次のとおりです。
  - ① 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないこと。
  - ② 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号(1又は2)に○印を付す。なお、「新規」とは、当センターに対して過去に何度か申請したことがあっても、前回(平成19・20年度競争参加資格審査)の申請を行っていない場合をいう。
  - ③ 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
  - ④ 「07 本社(店)住所」から「12 FAX番号」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
    - (ア) フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。なお、「07 本社(店)住所」欄の都道府県名及び「08 商号又は名称」欄の株



- (キ) 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
- (ク) 司法書士・・・司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合
- (ケ) 計量証明事業者・・・計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合
- (コ) その他・・・その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。
- ⑥ 「16 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。
- (ア) 「①競争参加資格希望業種区分」欄には、当センターが設定した業種区分に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）を記載する。
- (イ) 「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」及び「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）なお、「③直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。
- 個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。
- (ウ) 「⑤申請を希望する部局」欄については、記載不要とする。
- ⑦ 「17 有資格者数」欄については、該当職員数を記載する。
- なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同欄の書式で延長するものとする。このときには、同様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。
- ⑧ 「18 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付する。

建設コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
1	河川、砂防及び海岸・海洋	2	港湾及び空港	3	電力土木
4	道路	5	鉄道	6	上水道及び工業用水道
7	下水道	8	農業土木	9	森林土木
10	水産土木	11	廃棄物	12	造園
13	都市計画及び地方計画	14	地質	15	土質及び基盤
16	鋼構造物及びコンクリート	17	トンネル	18	施工計画、施工設備及び積算
19	建設環境	20	機械	21	電気電子

補償コンサルタント業務					
番 号	登録部門	番 号	登録部門	番 号	登録部門
22	土地調査	23	土地評価	24	物件
25	機械工作物	26	営業補償・特殊補償	27	事業損失
28	補償関連				

⑨ 「19 自己資本額」の各欄については、次により記載する。

(ア) 「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式払込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。

(イ) 「②評価・換算差額等」欄には、その他の有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。

(ウ) 「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。

(エ) 個人にあつては、「④計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。

⑩ 「20 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。

⑪ 「21 貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。

⑫ 「22 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

⑬ 「23 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[ ]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

⑭ 「24 営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満切り捨て）を記載する。

⑮ 「25 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④計」欄には、法人にあつては常勤役員の数を含めたものを、個人にあつては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

(6) 添付書類の作成方法は次のとおりです。

① 営業所一覧表

この様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載する。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

② 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

③ 登記事項証明書等

商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに規定する株式会社登記簿等が記載されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう）、又は登記簿の謄本をいい、法人が提出する。（2の〔注〕の①から③までを参照）

④ 登録証明書等

登録証明書等とは、登録官署が発行する証明書をいう。（2の〔注〕の①から③までを参照）なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

⑤ 納税証明書の写し

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書の写しをいう。

1. 様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出することとする。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納税額（申告所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

2. 納税証明書の対象

個人の場合・・・申告所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税

※できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出すること。

※「○」の様式を使用する場合に証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができない。

(7) 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、(6)の①、②及び③の書類の添付を省略することができる。（2の〔注〕の①及び②を参照）

(8) 外国事業者が申請する場合の提出書類等の作成方法

① 申請書の「07 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

② 登記事項証明書等又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当

該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。

③ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。

④ 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

(9) この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に限られます。

#### 4 申請した事項の変更の届出

申請書提出後において、次の(1)から(5)までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品の製造等）に必要事項を記載の上、申請場所へ届け出てください。なお、競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品の製造等）を提出できるのは、申請者もしくはその後任者のみです。

(1) 本社（店）住所

(2) 商号又は名称、電話番号及びFAX番号

(3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名

(4) 許可・登録等の状況

(5) 営業所の名称、所在地、電話番号及びFAX番号（営業所の新設及び廃止を含む。）

##### 【添付資料】

資格審査結果通知書の写し、及び下記に記載するものを添付してください。

○法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合

商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し

○個人の住所及び氏名に係る変更の場合

住所については住民票、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し

○許可・登録の状況に係る変更の場合（資格の取得・喪失、廃業の場合）

許可・登録の証明書の写し

#### 5 その他

今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うようにしてください。

また、平成22年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うようにしてください。

なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合があります。

別記 業種別区分表

測量・建設コンサルタント等契約

業種の区分	内 容
1 測量	測量法第3条に規定する測量業務
2 土地家屋調査	土地家屋調査士法第3条に規定する土地家屋調査業務
3 建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務
4 建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けて行う建築士事務所業務
5 計量証明	計量法第2条に規定する計量証明業務
6 地質調査	地質調査業者登録規程第2条に規定する地質調査業務
7 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条に規定する補償コンサルタント業務
8 その他	その他の業務